

（営業保証金の取戻し）

第七条 信託業務を営む金融機関若しくはその承継人又は当該信託業務を営む金融機関のために営業保証金を供託した者は、当該信託業務を営む金融機関が次に掲げる場合に該当することとなったときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

一 信託業務を営む金融機関の本店等（信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所をいう。第十五条第一項、第二項及び第四項並びに第十六条第二項において同じ。）の位置の変更により法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

二 （略）

（情報通信の技術を利用する方法）

第八条 信託業務を営む金融機関は、法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該委託者に対し、その用いる同項に規定する電磁的方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2・3 （略）

（信託業務を営む金融機関と密接な関係を有する者の範囲）

第九条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 信託業務を営む金融機関の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者）をいう。以下この条において同じ。）又は使用人

二・三 （略）

（説明書類に関する規定）

第十条 法第四条第二項の規定により読み替えて適用する信託業法第七十八条第一項に規定す

（営業保証金の取戻し）

第七条 信託業務を営む金融機関若しくはその承継人又は当該信託業務を営む金融機関のために営業保証金を供託した者は、当該信託業務を営む金融機関が次に掲げる場合に該当することとなったときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

一 信託業務を営む金融機関の本店等（信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所をいう。第十六条第一項、第二項及び第四項並びに第十七条第二項において同じ。）の位置の変更により法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

二 （略）

（情報通信の技術を利用する方法）

第八条 信託業務を営む金融機関は、法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該委託者に対し、その用いる同項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、電磁的方法による承諾を得なければならない。

2・3 （略）

（信託業務を営む金融機関と密接な関係を有する者の範囲）

第九条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 信託業務を営む金融機関の役員（取締役、執行役、監査役又はこれらに類する役職にある者）をいう。以下この条において同じ。）又は使用人

二・三 （略）

（説明書類に関する規定）

第十条 法第四条第二項の規定により読み替えて適用する信託業法第七十八条に規定する政令

る政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。
一〜四 (略)

(合併等の場合に催告をすることを要しない場合に係る規定)

第十三条 法第六条第一項に規定する政令で定める規定は、信託業務を営む次の各号に掲げる金融機関が同条に規定する合併又は会社分割の決議をした場合について、当該各号に定める規定とする。

- 一 第二条第一号又は第二号に掲げる金融機関 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項
- 二 第二条第三号又は第十号に掲げる金融機関 信用金庫法第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項及び第六十一条の四第四項において準用する同法第五十二条第二項
- 三 第二条第四号又は第十一号に掲げる金融機関 労働金庫法第六十二条の五第四項、第六十二条の六第六項及び第六十二条の七第四項において準用する同法第五十七條第二項
- 四 第二条第五号又は第十二号に掲げる金融機関 中小企業等協同組合法第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項及び第六十三条の六第四項において準用する同法第五十六条の二第二項
- 五〜七 (略)

(削る)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十四条 (略)

第十五条 (略)

第十六条 (略)

で定める規定は、次に掲げる規定とする。
一〜四 (略)

(合併の場合に催告をすることを要しない場合に係る規定)

第十三条 法第六条に規定する政令で定める規定は、信託業務を営む次の各号に掲げる金融機関が同条に規定する合併の決議をした場合について、当該各号に定める規定とする。

- 一 第二条第一号又は第二号に掲げる金融機関 商法第四百十二条第一項
- 二 第二条第三号又は第十号に掲げる金融機関 信用金庫法第五十八条第五項において準用する同法第五十一条第二項
- 三 第二条第四号又は第十一号に掲げる金融機関 労働金庫法第六十二条第五項において準用する同法第五十六条第二項
- 四 第二条第五号又は第十二号に掲げる金融機関 中小企業等協同組合法第六十三条第二項において準用する同法第五十六条第二項
- 五〜七 (略)

(分割の場合に催告をすることを要しない場合に係る規定)

第十四条 法第六条の二第二項に規定する政令で定める規定は、商法第三百七十四条ノ四第一項及び第三百七十四条ノ二十第一項の規定とする。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十五条 (略)

第十六条 (略)

第十七条 (略)